

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の審査基準日の特例を定める件

令和八年七月十七日
福島県告示第五一一号

- 1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和八年七月十七日から施行する。
- 2 令和九年三月三十一日までに開札する工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 西暦における偶数年の十月三十一日（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる場合は直前の平日（県の休日以外の日をいう。）とする。）を申請書等の提出期限とするものは、第四の第二号（三）及び（十二）に係る審査基準日を当該提出期限の日の属する年の九月三十日とする。